

佐 監 公 示 第 7 号
令和 8 年 7 月 1 6 日

令和 8、9 年度倉庫借上の契約希望者募集要項（公募）

令和 8、9 年度倉庫借上の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（ 公 募 実 施 権 者 ）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部契約課長

記

- 1 調達予定品目
倉庫借上

- 2 調達予定時期
令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 3 1 日

- 3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

- （3）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

- （4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者

- （5）令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有しており、令和 9 年度以降も有する見込みである者

- （6）本事業に必要な保管施設・環境に関する要件を有すること

ア 保管器材（最大 8 8 E A（1 E A 当たりの寸法：幅 1. 1 m×長さ 9. 0 m×高さ 1. 5 m））を屋内にて適切に保管できる十分なスペースを有すること。

- イ 倉庫毎、倉庫内において隔壁等により物理的に区画を分けるなど、完全に他の物品と混在しない処置ができること。
 - ウ 保管場所が工事等により使用不能となった場合においても、本項の要件を満たし、物品の保管を継続できる代替手段を有すること。
 - エ 保管場所は、佐世保市又は佐世保市に隣接する市町村にあること。
- (7) 本事業に必要な荷役・管理体制に関する要件を有すること
- ア 精密機器特有の荷役・環境管理（振動・温湿度等）及び高度な荷役管理を即座に、かつ確実に履行できる体制を有すること。
 - イ 海上自衛隊の指定する検査官等による検査・立会いに、容易かつ円滑に対応できること。
 - ウ 履行に必要な機材、器具、設備、安全管理体制、及び技術を有すること。
- (8) 本事業に必要な人的資源・継続性に関する要件を有すること
- ア 業務内容に応じた専門知識を有する技術者を確保できること。
 - イ 不具合発生時において、迅速かつ継続的な対応（連絡・人員派遣等）が可能な体制を有すること。
 - ウ 業務の一部を下請業者に委託する場合は、当該下請業者についても本項の要件をすべて満たしていること。
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

4 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第9号を証する書類

5 技術資料の提出

- (1) 応募時の提出

過去5年以内に同一の技術資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか、又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となっ

た部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 履行に必要な機材器具、設備、安全管理及び技術等を証明する書類等

イ 履行内容に応じた所要の能力を有する技術者を確保できることを証明する書類等

ウ 不具合発生時における連絡体制、人員構成及び技術者派遣体制を示す書類等

エ 本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託業務に応じて、本項の必要項目に関する書類等

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和8年7月16日（木）～令和8年7月27日（月）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料各2部

資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書は各1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する佐世保弾薬整備補給所の担当者か

ら提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：休日を除く、毎日午前8時から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てことができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

別紙様式

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号（日付）
佐監公示第〇号（令和〇年〇月〇日）
- 2 応募品目
倉庫借上

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
 - 2 決算報告書（写し）
 - 3 誓約書
 - 4 技術資料

※参加表明書、技術資料 各2部提出

資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出